

広報とき

Toki Public Relations

2010 11.1
vol.1489 <http://www.city.toki.lg.jp>

特集 大丈夫ですか？ 火災の備え	2
人事行政の運営などの状況を公表	6
情報ひろば	10
福祉の話	13
男と女のいきいきコラム	14
土岐市教育『夢・絆』	15
楽しく食育	16
健康ガイド	17
ときめきの瞬間	18





大丈夫ですか？ 火災の備え

「消したかな」あなたを守る 合言葉 11月9日～15日は秋季全国火災予防運動

市内の火災発生状況

火災全体のうち、半数以上は建物火災で、1352人の方が亡くなっています。建物火災における死者のうち、住宅（一般住宅、共同住宅および併用住宅）火災による死者は1023人（注1）で、約9割の方が住宅火災で亡くなっています。

全国の総出火件数

5万1139件

全国では、昨年1年間で、5万1139件の火災が発生しました。

の減少となりました。

火災の種類では、建物火災が15件で、全体の約半数を占めています。また、火災による死者ではなく、負傷者は3人でした。

出火の原因は、不明・調査中、その他を合わせた16件がもつとも多く、次いで、放火・放火の疑いを合わせた7件となっています。全国的に見ても、放火は出火原因の第1位となっています。

住宅火災による死者発生原因の約7割は、「逃げ遅れ」によるものです。就寝中で火災に気付くのが遅れたり、煙に

空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になりました。料理や暖房など、普段の生活に欠かすことのできない「火」ですが、ひとたび出火すると、その炎は、私たちの命や財産を奪ってしまいます。今回の特集では、市内の火災状況と、住宅火災による人命被害を防ぐため設置が義務付けられた『住宅用火災警報器』についてお知らせします。

全国では、毎年約5万件の火災が発生しています。私たち一人一人の心掛けで、火災予防に取り組みましょう。

【問い合わせ】消防本部消防課 ☎(53)0123

住宅用火災警報器で 早期発見・早期避難

含まれる一酸化炭素を吸い込み意識を失ってしまうことで逃げ遅れてしまうのです。

全国の住宅火災による死者数は増加傾向にあります。

昨年、住宅火災で亡くなった方のうち、約6割に当たる628人が65歳以上の高齢者でした。今後、高齢化が進むことにより、住宅火災による被害者がさらに増加する恐れがあります。

3つの習慣・4つの対策

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐため、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

市内の住警器設置率
39.4%

市消防本部では今年8月、新築住宅では平成18年6月から、既存住宅についても、平成23年6月までに住宅用火災警報器（「住警器」）の取り付けを義務付けました。

住警器は、住宅火災による煙または熱を感じし、火災の発生を警報音や音声で知らせる機器のことです。住警器を設置することで、万が一火災が発生した場合でも、素早く避難できるようになります。

こうした被害を少なくするため、国では消防法を改正し、新築住宅では平成18年6月から、既存住宅についても、平成23年6月までに住宅用火災警報器（「住警器」）の取り付けを義務付けました。

調査結果によると、住警器を設置している、または一部設置していると回答した方は39.4%にとどまり、約60%の方が未設置でした。設置していない方に理由を聞くと、半数以上の方が『義務化までに期間があるから』と回答しています。

住警器の設置が義務付けられていることについて、90%近くの方が理解をしていましたが、一方で、住警器を住宅のどの部屋に設置しなければならないか理解している方は60%でした。

住警器の設置が義務化される期限の来年5月31日に向けて、市消防本部では、さらに普及啓発を行う必要があると考えています。

火災から私たちの大切な命や財産を守るために、1日も早く住警器を設置しましょう。

注1：放火自殺者を除く

住宅用火災警報器の設置状況に関する調査 集計結果（抜粋）

※集計結果は市ホームページでもご覧になれます。

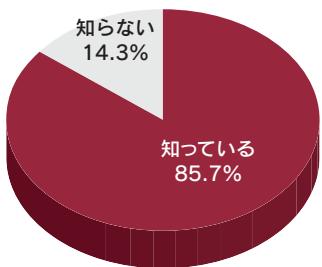
◆調査対象

配布世帯数	17,819件
回収数	7,875件
回収率	44.2%

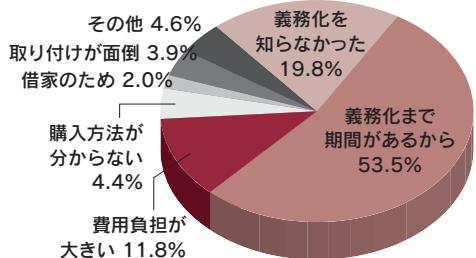
◆住居の形態

一戸建て	95.5%
集合住宅	4.0%
その他	0.5%

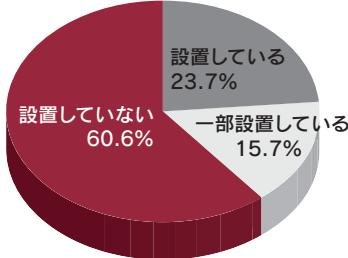
住警器の設置が義務付けられることを知っていますか？



設置していない理由は何ですか？



住警器を設置していますか？





住宅用火災警報器を正しく設置して暮らしと命を守りましょう

住宅用火災警報器の取り付けは、住宅の関係者（所有者、管理者または占有者）が行います。

設置のために特別な資格は必要なく、誰でも取り付けることができます。

住宅用火災 警報器の 設置場所

- ① 寝室（普段就寝に使うすべての部屋）
- ② 階段（2階以上に寝室がある場合）
- ※土岐市では、台所への設置を義務化していませんが、設置が好ましい場所となっています。

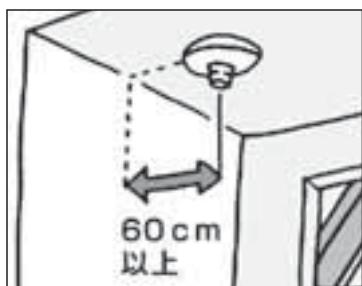
義務化されている寝室・階段に設置するのは『煙感知式』の警報器です。
警報器本体の交換目安は主流なもので10年、電池の寿命は10年です。



消防法令適合品の『NSマーク』の
付いた商品を選びましょう。

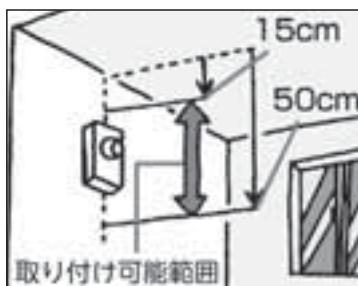


設置位置



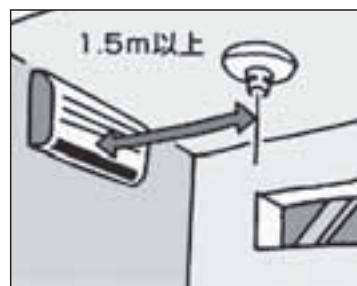
天井設置の場合

壁または梁から
60cm以上離れた場所に設置



壁設置の場合

警報器中心が天井から
15~50cmの範囲に設置



エアコンがある場合

吹き出し口から
1.5m以上離して設置

住宅用火災警報器Q & A

アンケートで皆さんからいただいた疑問にお答えします

Q. なぜ火を使う台所でなく寝室に設置するの？

A 住宅火災での死亡原因の約7割が『逃げ遅れ』。深夜の就寝時間帯に亡くなる危険性が最も高くなっています。煙は炎より速く広がり、天井を伝いながら階段などから2階へ昇って行きます。就寝中、早期に火災に気付き安全に避難するため、寝室と避難経路である階段への設置が義務付けられています。

Q. オール電化で、たばこを吸わなくても設置するの？

A 火災は、台所のガスこんろやたばこだけが原因で発生するものではありません。IHコンロでも正しい使い方をしないと火災が発生する恐れはあります。タコ足配線や長期間差したままのプラグ、束ねた電気コードなどが原因で発生した火災も多くあります。目に見える火だけが、火災の原因ではありません。

『付いていて良かった！』 警報器お手柄事例

- 居住者が就寝時に電気ストーブを消し忘れたため、毛布がストーブに接触し出火した。警報器の鳴動に気付き初期消火し、119番通報した。
- 居住者が2階寝室に石油ストーブを付けたまま1階食堂でテレビを見ていたところ、階段の警報器が鳴動。2階寝室で石油ストーブの上に落下した洗濯物が燃えているのを発見した。すぐに119番通報し、隣に助けを求めた。
- 居住者がガスコンロに鍋をかけたまま外出した。加熱された鍋から発煙し、居室内に設置されていた警報器が鳴動。警報音に気付いた隣人が119番通報した。

市消防本部が8月に行つた住警器の設置アンケートによると、義務化に対する理解は85・7%と高いですが、詳しい設置場所についての理解は60・1%でした。

普及率も39・4%で、十分とは言えません。

これから火災が発生しやすい季節になりますが、家庭での火の取り扱いには十分気を付け、防火対策に取り組んでいただきたいと思います。

最近、買い物をしてエコバッグの代わりにダンボール箱を利用する人や、通信販売で商品を買う人が増えているという事情があります。皆さんには、家庭の中で燃えやすい物が増えていることを意識していただきたいです。

また、使い捨てライターは簡単な操作で火が付くため、子どもの手が届かない場所に

保管してください。

火災を防ぐためには、火を出さないことが大切です。火災による死亡原因をみると、その大半はやけどで亡くなつたのではなく、煙を吸つて意識不明になつたところを炎に襲われた人が多いといわれています。煙に含まれる一酸化炭素の恐ろしさは、ごく微量の濃度でも頭痛や手足のしびれ、けいれんなどの症状を引き起こし、火災からの避難を妨げ、最悪の場合、死に至ることです。つまり火災から命を守るには、早期発見によりできる限り煙を吸わないで避難することが重要になります。

火災は、一瞬にして尊い命や大切な財産を奪ってしまいます。住警器の設置は、新築住宅へはすでに義務化されています。既存住宅についても、平成23年5月31日までに設置する必要があります。大切な家族の命を守るとともに、被害を最小限に食い止めるため、できるだけ早く住警器を設置してください。



消防本部消防課 土屋寿幸

火災予防運動に向けた消防署・消防団の取り組み

◆消防署

事業所などに防火ポスターを配布し、防災行政無線による広報を実施します。

普段から各事業所の防火管理、消防用設備の維持などが適切になされているか立ち入り検査を実施していますが、この時期は特に、不特定多数の方が利用する施設の立ち入り検査を重点的に実施します。



◆消防団

消防器具庫に防火ポスターを掲示し、防火訪問として災害時要援護者宅の確認を行います。広報活動として、夜間巡回広報を実施し、さらに大規模な地震発生に伴う火災の同時多発の危険性を想定し、自主防災組織などと連携した火災防ぎよ訓練を実施します。



皆さんのご理解とご協力ををお願いします。

子どもたちが描いた防火ポスターを展示します

火災予防運動に合わせ、市内の小中学校から防火ポスターを募ったところ、239点の応募があり、次の方が岐阜県で表彰されました。(敬称略)

財団法人岐阜県消防設備保安協会長賞 小板舞妃子さん(泉中学校2年)

天野公暉さん(泉西小学校6年)

岐阜県少年消防クラブ運営指導協議会長賞 原科拓弥さん(妻木小学校5年)

財団法人岐阜県消防協会長賞 高木悠聖さん(駄知小学校1年)

榎原吉恵さん(西陵中学校2年)

社団法人岐阜県危険物安全協会長賞 澤田 朗さん(泉中学校1年)

このほか、上位入賞作品を11月上旬より、消防本部・市役所・南消防署などで巡回展示します。ぜひご覧ください。



小板舞妃子さんの作品



天野公暉さんの作品



原科拓弥さんの作品



高木悠聖さんの作品



榎原吉恵さんの作品



澤田 朗さんの作品

人事行政の運営などの状況を公表します

秘書広報課職員係(内線206・207)

この公表は、人事行政の運営などの状況を皆さんにお知らせすることにより、その公正性・透明性を高めることを目的として、「土岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき行われるものです。

① 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況(平成21年4月2日から平成22年4月1日)

(単位:人)

職種	平成21年4月1日現在	期間内の退職者	期間内の採用者	平成22年4月1日現在
一般事務・技術職	311	18	21	314
研究職	8	1	1	8
医師・歯科医師	44	9	12	47
薬剤師・医療技術職	74	4	3	73
看護・保健職	189	15	7	181
保育士・幼稚園教諭	111	13	13	111
消防職	68	2	3	69
技能労務職	106	9	4	101
合計	911	71	64	904

(2) 事由別退職者数(平成21年4月2日から平成22年4月1日)

(単位:人)

定年退職	勧奨退職	普通退職	免職	失職	割愛など	合計
26	14	26	0	0	5	71

(3) 職員数の状況

(単位:人)

部門	職種	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成21年	平成22年		
一般行政部門	議会務	5	5	0	
	総務	72	77	5	国体推進室所管替 業務増による増員
	税務	27	28	1	
	民生	127	127	0	
	衛生	71	71	0	
	労働	0	0	0	
	農水	9	8	△1	事務の統合・縮小
	商工	21	21	0	
	土木	35	34	△1	事務の統合・縮小
特別行政	小計	367	371	4	
	教育	94	88	△6	国体推進室所管替
	消防	68	69	1	欠員補充
公営企業など	小計	162	157	△5	
	病院	326	321	△5	退職不補充
	水道	15	15	0	
	下水道	17	16	△1	事務の統合・縮小
	その他	25	25	0	
合計		383	377	△6	
合計		912	905	△7	

(注)職員数は一般職に属する職員数(教育長を含む)であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

② 職員の競争試験および選考の状況

平成21年度中に実施した職員採用試験の状況

(単位:人, 倍)

職種	申込者数	受験者数(a)	合格者数(b)	競争率(a/b)
一般事務職	99	89	13	6.8
一般事務職(高卒)	11	11	1	11.0
一般事務職(身体障がい者)	1	1	1	1.0
試験場研究職	8	8	1	8.0
保育士・幼稚園教諭	62	61	13	4.7
栄養士	26	26	1	26.0
消防職	18	16	2	8.0
消防職(高卒)	7	5	1	5.0
薬剤師	1	1	0	—
診療放射線技師	13	11	1	11.0
視能訓練士	2	2	2	1.0
看護師・准看護師	6	6	6	1.0
老健看護助手	2	2	1	2.0
技能労務職	46	40	3	13.3
合計	302	279	46	6.1

③ 職員の給与の状況

○総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	20年度の人事費率 (参考)
21年度	60,968人 平成22年3月31日	20,601,615千円	531,766千円	4,093,403千円	19.9%	23.7%

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
21年度	527人	1,872,113千円	331,377千円	690,811千円	2,894,301千円	5,492千円

(注)1.この表は病院、水道など企業会計と特別会計を除いた職員給与費です。

2.職員手当には退職手当を含んでいません。

3.給与費は当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況

区分	19年度	20年度	21年度
土岐市	96.0	96.1	96.6
全国市平均 (指定都市を除く)	97.9	98.3	98.4

(注)ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を表す指標です。

○職員の平均給与額、初任給などの状況

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(平成22年4月1日現在)

一般行政職		技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
307,700円	367,100円	39.8歳	246,100円	288,000円
				45.3歳

(2) 職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

区分	土岐市	
	決定初任給	採用2年経過日 給料額
一般行政職	大学卒	172,200円
	高校卒	140,100円
		184,200円
		148,500円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成22年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	250,400円	310,100円
	高校卒	220,300円	258,200円
		350,200円	318,400円

(注)1.経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、採用前に職歴がある場合は、その年数を含みます。

2.それぞれの学歴区分で、該当する経験年数の職員がいない場合は、想定される標準的な給料月額を記載しています。

(4) 一般行政職の級別職員数の状況(平成22年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	職員数	職員	主査	係長	課長補佐	課長	部長	
職員構成比		25人	36人	55人	65人	26人	37人	263人
参考	1年前の構成比	9.5%	13.7%	20.9%	24.7%	9.9%	14.1%	100%
	5年前の構成比	8.7%	12.6%	22.0%	24.7%	12.2%	11.4%	100%
		4.4%	7.3%	24.7%	28.7%	10.9%	16.7%	100%

(注)1.行政職の給料表は、平成18年4月1日から従来の8級制を7級制に変更しました。

このため、上記の表のうち参考欄に掲げる5年前の構成比は、当時の級区分を現在の級区分に置き換えて比較をしています。

2.標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名です。

(5) 特別職の報酬などの状況(平成22年4月1日現在)

区分	月額	期末手当(21年度支給割合)
給料	市長	870,000円
	副市長	725,000円
報酬	議長	464,000円
	副議長	428,000円
	議員	393,000円
職手当	市長	(算定方式)給料月額×500／100×在職年数
	副市長	(算定方式)給料月額×300／100×在職年数

(6) 職員手当の状況

区 分		土 岐 市	
		(平成21年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.25月分	0.70月分
	12月期	1.50月分	0.70月分
計		2.75月分	1.40月分
職制上の段階、職務の等級による加算措置 有			
退職手当	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置		定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)
	一人当たり	自己都合	2,510千円
		平均支給額	勧奨・定年 23,360千円

(注) 1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員(割愛による退職を除く)に支給された平均額です。

特殊勤務手当 (21年度) 医師手当 を除く	職員全体に占める 手当支給職員の割合		39.7%
	支給対象職員 1人当たり平均支給額		201,667円
	手当の種類(手当数)		7
代表的な 手当の名称	支給額の多い 手当	病院手当	
	多くの職員に 支給されてい る手当	特殊作業勤務手当 (し尿、ごみの収集など) 夜間看護手当	

(注) 平成19年4月1日から獣医師手当を廃止し、特殊作業手当・病院手当・特殊養護手当の支給方法および支給額の見直しを実施しました。

時間外勤務手当	21年度	支給総額 職員一人当たり 支給年額	146,656千円 185千円
---------	------	-------------------------	--------------------

(注) 1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員(割愛による退職を除く)に支給された平均額です。

区 分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族である子など 6,500円 (配偶者がいる場合は、そのうち1人について11,000円) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同	なし
住居手当	所有住居の世帯主職員 2,500円 (取得後5年を経過するまでの期間に限る) ※平成21年12月分から廃止 家賃を払っている職員 27,000円以内	同	なし
通勤手当	交通機関を利用して通勤する職員 55,000円以内 自動車など交通用具を利用して通勤する職員 (使用距離に応じて支給) 24,500円以内	一部異	使用距離区分が一部異なる

(注) 扶養手当について、平成19年4月1日から、扶養親族である子などの支給月額を6,500円としました。

④ 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間 1週間当たり38時間45分 1日7時間45分 8時30分から17時15分まで

(2) 休憩時間 12時から13時まで

(3) 週休日 土曜日および日曜日

(4) その他 病院(診療所、老人保健施設を含む)、恵風荘、保育園、環境センター、衛生センター、図書館、給食センターなどに勤務する職員については、所属長が任命権者の承認を得て勤務時間、休憩時間、週休日を別に定めています。

⑤ 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(平成21年度)

区 分	降任	免職	休職	降級	合計	失職
勤務実績の不良	-	-	-	-	-	-
心身の故障	-	-	3人	-	3人	-
適格性の欠如	-	-	-	-	-	-
廃職または過員	-	-	-	-	-	-
刑事事件による起訴	-	-	-	-	-	-
欠格条項該当	-	-	-	-	-	-

(2) 懲戒処分者など(平成21年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告など
法令違反	-	-	-	-	-	-
職務上の義務違反または職務怠慢	-	-	-	-	-	17人
非行行為	-	-	-	-	-	-

⑥ 職員の服務の状況

○ 営利企業など従事の許可などの状況

申請件数	許可件数
3件	3件

7 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況

研修項目		主な研修内容	実施件数	参加人数
研修所など派遣研修		市町村職員中央研修所	2件	2人
市町村職員 研修センター	階層別研修	新規採用職員研修・中堅職員研修・課長級研修など	5件	51人
	実務研修	パソコン研修・微収講座など	11件	29人
	スキルアップ研修	企画力開発・情報処理能力向上など	11件	33人
東濃西部広域行政事務組合		ビジネス文書作成研修	1件	8人
		コーチング研修	1件	8人
		政策法務研修	1件	8人
		技能労務職員研修	1件	8人
		メンタルヘルス研修	1件	7人
内部研修		CSマインド研修・法制度講座など	3件	53人
		新規採用予定者	1件	35人
その他	行財政講演会など		3件	17人
合計			41件	259人

(2) 勤務成績の評定の状況

○概要

地方公務員法第40条第1項(勤務成績の評定)に規定されていることに基づき「土岐市職員勤務評定実施要綱」を制定し、職員の勤務評定を平成11年から実施しています。

○勤務評定の内容

- ①評定基準日 每年12月1日(条件付き採用期間の職員は、採用後6月を経過する日)
- ②被評定者 特別職職員、臨時職員および非常勤職員を除く全職員
- ③評定者 被評定者ごとに第1次評定者、第2次評定者を定めています。

区分	第1次評定者	第2次評定者
条件付き採用期間職員	課長補佐など	課長など
一般職員	課長など	部長など
課長など	部長など	副市長
部長など	副市長	市長

- ④評定区分 前記区分ごとに必要とされる要素を設定し、評定します。

例) 一般職員の評定要素

成績評定(仕事の質・量)、態度評定(服務規律・責任感・協調性など)、能力評定(企画力・応接力・理解力など)

- ⑤評定の方法 平均評定および総合評定により5段階(S~D)に評定します。

(注)なお、勤務成績の評定については、平成20年度において目標管理手法を導入した新たな「人事評価制度」を構築し、平成21年度から新制度の試行を行っています。

8 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況

区分	対象者	受診者数	一人当たり市負担額
産業保健センター(ドック)		92人	
市立総合病院(ドック)	全職員(医療業務従事職員の一部を除く)	77人	6,500円
産業保健センター(一般検診)		545人	

(2) 公務災害の発生状況

区分	認定期数
公務上の災害	16件
通勤による災害	0件

(3) 職員互助会への補助(平成22年度予算)

土岐市職員互助会が実施する福利厚生事業に対し、年間220万円を補助しています。

【参考】平成21年8月決算の土岐市職員互助会の福利厚生事業費総額 20,564千円

(4) 公平委員会の業務状況(平成21年度)

平成21年度における公平委員会の業務の状況は次の通りです。

業務の内容	該当件数
給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告	0件
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申し立て	0件
苦情相談	0件

(注)職員は、土岐市公平委員会に対し、任用、給与、勤務条件など人事管理の全般に関する苦情の申し出や相談、勤務条件に関し適切な措置を講ずるよう要求することができます。

◆ 参加費 無料	◆ 定員 30人（先着順）	◆ 内容 AED（自動体外式除細動器）を含めた心肺蘇生法と応急手当方法の習得	◆ 場所 消防署
----------	---------------	--	----------

募集

救命講習会の受講者

消防署では、突然の病気や事故に対応できるように、普通救命講習会を開催します。

◆ 日時 12月5日(日)午前8時45分～正午

(内線272)

多重債務面接相談会 (恵那会場)

法と応急手当方法の習得

◆ 参加費 無料

情報ひろば

市役所 ☎ 541111(代表)
HPアドレス <http://www.city.toki.lg.jp>

ご案内

成人式典を開催します

市では、次の通り成人式典を開催します。土岐市に住民登録されている方（12月1日現在）には、12月初旬に案内状を送付します。

◆ 日時 平成23年1月9日(日)午後2時30分～

◆ 対象 平成2年4月2日から

平成3年4月1日生まれの方

※住民票を他の市町村へ移された方で、式典への参加を希望される方は、生涯学習課へご連絡ください。

第44回美濃陶芸協会 小品展

◆ 日時 11月14日(日)午前8時30分～正午

◆ 会場 多治見市文化会館・A展示室

◆ 出品点数 約160点(展示作品は、ご希望の方に抽選で1点1万円で販売します)

◆ 抽選方法 当日午前8時30分から会場で、18歳以上の方1人につき抽選券1枚を先着順で配布し、午前9時30分から抽選を行います。

協会 (☎ 555551)
◆ 問い合わせ (社)美濃陶芸

◆ 申し込み方法 12月1日(水)までに、電話で南消防署救急係へ申し込みください。
◆ 問い合わせ 南消防署救急係 (☎ 580119)

◆ 会場 県恵那総合庁舎
◆ 相談対応 司法書士
◆ 相談方法 面接（1人30分）
◆ 相談料 無料
◆ 予約制・秘密厳守
◆ 定員 6人（先着順）
◆ 相談料 無料
◆ 予約・問い合わせ 県環境生活政策課消費生活担当 (☎ 058-272-18204)
◆ 会場 多治見市文化会館・A展示室
◆ 相談方法 面接（1人30分）
◆ 定員 6人（先着順）
◆ 会場 県環境生活政策課消費生活担当 (☎ 058-272-18204)

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間における電話相談所を開設

夫・パートナーからの暴力や職場などのセクハラ、ストーカー行為など、女性をめぐる人権相談に応じます。相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご利用ください。

◆ 日時 11月15日(月)～21日(日)午前8時30分～午後7時 (土・日曜日は、午前10時～午後5時)
※強化週間以外の日でも、平日午前8時30分～午後5時15分まで、相談に応じています。

相談電話番号(女性の人権ホットライン)
0570-070-810

◆ 問い合わせ 岐阜地方法務局人権擁護課
(☎ 058-245-3181)

「女性に対する暴力をなくす運動」

11月12日～25日

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力をなくす運動が今月行われます。

あなたの身近でこのような暴力が起きていませんか？身近な暴力を許さない社会を実現するためにも、1人で悩まずに、早めにご相談ください。

電話相談専用ダイヤル
058-278-0858

※9時～正午、13時～16時、日～木曜日（祝日・年末年始を除く）

◆ 問い合わせ 児童課(内線166)または総合政策課(内線213)

みんなの手で青少年の健全育成を!

全国青少年健全育成強調月間

11月1日(月)~30日(火)

スローガン

“大人が変われば、子どもも変わる”

『青少年 地域で守ろう 育てよう』

土岐市青少年育成市民会議

必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も

岐阜県最低賃金は、10月17日から時間額706円となりました。「岐阜県最低賃金」は、雇用形態に関係なく、県内でも働くすべての労働者に適用され（特定の産業に従事する労働者には、特定最低賃金が適用されます）、支払っている賃金が最低賃金額を下回っている場合、その契約は無効となり、最低賃金額を支払わなければなりません。

問い合わせ

岐阜労働局労働基準部賃金室 (☎ 058-245-18104)

事業主の皆さんへ 労働保険の手続きはお済みですか?

労働保険とは、職場の皆さんが安心して働くための保険制度です。一人でも労働者を雇用する事業主は、必ず労働保険に加入しなければなりません。手続きがお済みでない事業主の方は、すぐに手続きをお願いします。

問い合わせ

ハローワーク 多治見 (☎ 022-33383)

ハローワーク多治見管 内就職ガイド

◆日時 11月18日(木)午後1時~4時(受け付け)~正午~

◆場所 ホテルセラトピア土岐・大

◆対象 ▽一般求職者 ▽来

年3月新規卒業予定者(大学・短大・高専・高校・専修学校)

◆面接方法 企業ごとに設けたコーナーでの個別面接

◆参加企業数 ハローワーク多治見管内の事業所約30社

■問い合わせ 会東農支東濃地区労務推進協会 (☎ 022-0111)

戦後強制抑留者の皆さんへ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受け付けが、10月25日から始まりました。

◆対象者 戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有する「存命の方

◆請求期限 平成24年3月31日

◆問い合わせ (独)平和祈念事業特別基金 (☎ 0570-059-1204)

※土・日曜日、祝日を除く、午前9時~午後6時)

◆日時 12月5日(日)午後1時30分~

◆場所 市文化会館

「お正月」寄せ植え教室

◆料費 2,800円程度(材)

◆定員 20人(先着順)

◆受講料 2,800円程度(材)

◆申し込み方法 FAXで申し込みください。

◆申し込み方法 電話またはFAXで申し込みください。

■問い合わせ せ植え華道協会東濃支部・保母さん (☎ 055-467-4)

ORANGE RANGE LIVE TOUR 010-011 -orc-

とき: 1月22日(土)午後6時開演

ところ: 文化プラザ・サンホール

入場料: 5,500円 <全席指定>

※小学生以上はチケットが必要です。

土岐市文化プラザ先行販売決定!

・文化プラザ窓口 11月28日(日) 9時~20時

・チケットぴあ特電 0570-02-9544

11月28日(日) 9時~24時

○お1人様4枚まで(先着順)。予定枚数に達し次第受け付けを終了します。

○文化プラザ先行販売は、優先的に良い席をご用意するサービスではなく、市民のチケット入手の機会を広げる目的のものです。

○電話受け付けは、市外局番(0572)の固定電話のみ受け付けます。自動アナウンスに従って操作をしてください。

○電話受け付けでは座席指定は出来ません。

○一部のCATV接続電話・IP電話からはかからない場合があります。契約業者に接続可能か事前に確認してください。

○未就学児童のご入場は同行の保護者の方の座席の範囲内で、周りのお客様の迷惑にならないようにご覧いただくことを大前提とします。

■問い合わせ 文化プラザ (☎ 055-5711)

『見すぐすな 幼い子どものSOS』

—11月は児童虐待防止推進月間です。—

ちょっとした「目配り」・「気配り」で、子どもを虐待から救えます。

子どもを虐待から守るための5カ条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告してください)
 - ②「しつけのつもり・・・」は言い訳(子どもの立場に立って判断しましょう)
 - ③ひとりで抱え込まない(あなたにできることから即実行しましょう)
 - ④親の立場より子どもの立場(子どもの命を最優先しましょう)
 - ⑤虐待はあなたの周りでも起こり得る(特別なことではありません)
- 問い合わせ 児童課(内線166)または東濃子ども相談センター (☎ 023-1111・内線404)

ささえ、ささえられて
ホッと、安心～みんなの笑顔

知ってほしい 福祉の話

このコーナーでは、福祉の制度や
よくある質問についてお知らせし
ます。

第19回目は【介護保険制度についてのよくある質問①】です。

Q : 介護保険料は何歳から納めるのですか？

A : 65歳以上の方は、誕生日の前日の属する月分から、40歳以上65歳未満の方は、40歳の誕生日の前日の属する月分から保険料がかかります。

Q : 現在63歳です。今まで介護保険料を払っていませんが、どうなっているのですか？

A : 40歳から64歳の方(第2号被保険者)であれば、加入している健康保険の保険料と併せて介護保険料を納めています。ただし、社会保険など会社の健康保険の被扶養者は、勤めている人が保険料を負担しますので、ご自身で支払うことはありません。

**Q : 65歳になって介護保険料の納付書が届きました。
健康保険からも介護保険料を支払っています。両方払うのでしょうか？**

A : 65歳になった月分からは、健康保険での介護保険料負担はなくなります。健康保険の介護保険料については、ご加入の健康保険にお尋ねください。

※国民健康保険に加入している方の場合は、年度途中

に65歳になることを見越し、あらかじめ割り引いた額で納めていただいている。

**Q : 介護保険料を年金天引き（特別徴収）にできませ
んか？**

A : 手続きの必要はありません。年金からの徴収が可能になれば自動的に天引き（特別徴収）が開始されます。それまでは納付書など（普通徴収）で納めてください。また、年金天引きを普通徴収に変更する手続きもありません。

Q : 介護保険料を滞納したらどうなるのですか？

A : 災害などの特別な事情がないのに保険料を納めないと、介護サービスを利用するときに、保険給付の償還払い化（一旦全額自己負担し、申請により払い戻す）や給付の一時差し止め、利用者負担の引き上げ（負担が1割から3割に）などの給付制限があります。

問い合わせ 福祉課介護保険係（内線157・158）

一人ひとりが人権を
尊重する社会を目指して

人権のひろば

【人権に関する市民意識調査の結果】

前回は、「刑を終えて出所した人の人権」「犯罪被害者とその家族の人権」についてお知らせしました。今回は「インターネットによる人権侵害」「ホームレスの人権」についてお知らせします。
※調査結果は、市ホームページでもご覧になれます。

インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害について特に問題だと思うことを尋ねたところ、上位から

他人をひぼう中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載すること	44.8%
個人情報などが流出していること	37.5%

の順となっています。（回答数1,070・複数回答）

回答に男女による大きな違いはありませんが、年齢別では、20歳代で「個人情報などが流出していること」が問題だとする回答が、最も多くなりました。

次に、インターネットによる人権侵害の解決に必要なことを尋ねたところ、上位から、「違法な情報発信者に対する監視を強化する」(40.2%)、「人権侵害が明らかになった場合は、プロバイダー・掲示板管理者に対し情報の停止・削除を求める」(39.1%)の順となっています。

ホームレスの人権

ホームレスの人権問題について特に問題だと思うことを尋ねたところ、上位から

就職することが難しく、経済的な自立生活が 営めないこと	50.7%
ホームレスに対する誤解や偏見があること	22.4%

の順となっています。（回答数1,070・複数回答）

次に、ホームレスの方々への人権侵害の解決に必要なことを尋ねたところ、上位から、「就職支援（職業訓練など）を行うなど、就職機会を確保する」(43.0%)、「住まいを確保するなど自立して生活しやすい環境を整備する」(31.3%)、「ホームレスのための相談・支援体制を充実する」(31.2%)の順となっています。年齢層で見ると、「就職支援（職業訓練など）を行うなど、就職機会を確保する」との回答は、若年齢層の方に多く見られました。



男と女のいきいきコラム

男女共同参画社会の実現を目指して

VOL.76



11月は、岐阜県の「男女共同参画推進強調月間」です

市に寄せられた「土岐市の男女共同参画について」の意見をお届けします。

11月は、岐阜県の「男女共同参画推進強調月間」です

男女共同参画社会の実現を目指して

VOL.76

11月は、岐阜県の「男女共同参画推進強調月間」です

男女共同参画は自分のこと

加藤 泰子さん

「男女共同参画社会」角ばつた漢字による言葉ですが、簡単に言い換えれば、「性別にかかわりなく個性と能力を十分に發揮することのできる社会」といえます。

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、市では、平成16年度に土岐市男女共同参画プランを策定し、次の5項目を基本目標としました。

1. 男女が共に生きる社会を考える
2. 住みよい社会を男女が共に築く
3. 男女が共に働くことができる環境をつくる
4. 男女が豊かな家庭生活を分かち合う
5. プランの実現に向けて取り組む

男女共同参画社会は、過去に求められた「男女同権」や「男女平等」といった狭い範囲ではなく、私たち一人一人が男（ひと）と女（ひと）として互いを理解し尊重することで、お年寄りも子どもも、障がいのある方も病気の方も、すべての人が掛け

和（わ）」です。仕事も生活も充実したライフスタイルが、今求められています。定時に会社を帰宅したり、育児休暇を取得しやすい職場環境をつくることが必要です。

また、地域での見守りや協力も大切ではないでしょうか。「子は地域の宝」、「地域で子育て」といった意識改革も進んでいます。

男女共同参画は何やら難しいとの声もありますが、NON！ いたつて簡単なことです。男女共同参画は私たち自身の、普段の生活の中にあります。

基本法が制定されて以降、少しずつではあっても、世の中は確実に動いていると思います。土岐市男女共同参画プランの基本目標4（男女が豊かな家庭生活を分かち合う）を例に考えてみます。

「イクメン」という言葉をご存じですか？ 育児をする男性のことで、夫が子育てに参加し、妻の心身の負担が軽くなるといわれています。しかし、夫婦がそろって育児だけをしていては生活ができません。そこで呼ばれるようになつたのが「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。仕事も生活も充実したライフスタイルが、今求められています。定時に会社を帰宅したり、育児休暇を取得しやすい職場環境をつくることが必要です。

替えのない命を認識する社会のことだと思います。

しようぼう119

住宅火災から大切な命を守るために、
住宅用火災警報器を設置してください

消防本部・☎ 0123

消防団救助資機材搭載型車両の紹介

今回は、総務省消防庁から市消防団に無償貸与された『消防団救助資機材搭載型車両』を紹介します。

この車両は、消火活動に必要な小型動力ポンプ、消防ホースなどの消火資機材のほか、救助活動に必要な油圧カッター、エンジンカッター、チェーンソー、携帯用コンクリート破壊器具など、さらに、救護活動に必要な自動体外式除細動器（AED）、担架、救急セットなど、人命救助を想定した装備を備えた多機能型の車両になっています。

また、発動発電機、ハロゲン投光器を活用して、夜間での活動も安全に行うことができます。

大規模災害が発生した場合には、皆さんの安心・安全を守るために、この救助資機材搭載型車両が、消火活動のみならず、救助活動、救護活動などに活躍します。





教育委員会では、第1回「夢と絆のつどい」を開催します。

「夢と絆のつどい」は、「土岐市教育 夢・絆プラン」に示された理念や目標を確認し合ったり、進行状況を見届け合ったりすることを目的とした市民集会です。

市内6つの中学校区の中から輪番で1校を会場校とし、授業の公開、各種団体の活動の発表、意見交流などを行います。

今回は、土岐津小学校で開催します。同校の工夫された授業が見られるほか、土岐津中学校の生徒もボランティアで参加します。活動の発表や合唱は、大いに期待できます。

参加は自由です。皆さんも「つどい」に参加して、土岐市の教育について語り合いましょう。

第1回「夢と絆のつどい」

◆日時 11月27日(土)午前8時30分～11時30分

◆場所 土岐津小学校

◆内容 授業公開、土岐津小学校・土岐津中学校の取り組み

・土岐津町青少年育成会の取り組みの発表、意見交流 など



●土岐市教育 夢・絆プランとは…

「土岐市教育 夢・絆プラン」は、今年4月にスタートしました。これから先の10年間を見通して作成した土岐市教育振興基本計画です。

「夢を持ち 人との絆の中で育ち合う 土岐市教育」を理念とし、学校、家庭、地域が互いに連携・協力し、互いに力を結集して、新しい時代に対応した教育の推進に向けて取り組むものです。

(「夢・絆プラン」は、市ホームページ【トップページ>教育・文化・スポーツ>教育委員会施策等】からご覧になれます)

■問い合わせ 教育研究所（内線281）

給食センター掲示板

食器が新しくなります

平成23年1月から稼働する、新しい給食センターに向け、さまざまな準備を進めています。

子どもたちの応募作品、1,770点の中から選ばれたデザインを採用しました!!

平成21年度 西陵中学校卒業生 星山 真理佳さんの作品から

平成21年度 泉小学校6年 小森 美咲さんの作品から

この5つの食器を、メニューによって組み合わせ、毎日4つの食器を使います。

（星山さんから）
食器によって色を変えて楽しんでください。



（小森さんから）
みんなが仲良くなるように手をつなぐイラストにしました。

幼稚園用のお皿です。
仕切りがあるので、主菜と副菜の二つの料理を盛り付けます。

食器の色は…

黄色：大わん・大皿…主食を盛り付けます。

赤色：中皿………主菜を盛り付けます。

緑色：小皿………副菜を盛り付けます。

青色：中わん………汁物を盛り付けます。

色の理由は…

食べ物は、その働きによって大きく3つの色に分ることができます。

主に体の熱やエネルギーになる黄色の食べ物 → 多くは主食です。

主に体を作る赤色の食べ物 → 多くは主菜です。

主に体の調子を整える緑色の食べ物 → 多くは副菜です。



こんにちは

地域包括支援センターです

福祉課内(内線159・160)

Vol.7

成年後見制度

～大切な財産を守り、安心して暮らすために～

●成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設入所に関する契約を結ぶ必要があるとき、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることを判断できずに、悪質商法の被害に遭う恐れもあります。

成年後見制度は、家庭裁判所が後見人などの援助者を選び、援助者が本人に不利益が生じないよう、法律面や生活面に配慮しながら支援する制度です。

●こんなとき、成年後見制度の利用ができます。

- ・寝たきりになった母の不動産を売却して介護施設の入所費用に充てたい
- ・兄が認知症の母と同居しているが、どうやら勝手に母のお金を使っているらしい
- ・息子は生まれた時から重度の知的障がい者で、私たち両親が亡くなった後の事が心配

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度は、本人の判断能力がすでに衰えている場合に利用する制度で、「後見」「保佐」「補助」の3つを、判断能力など本人の事情に応じて利用します。申し立ては、本人や家族などが家庭裁判所に行い、家庭裁判所が後見人などを選任します。

任意後見制度は、現在は判断能力がある方が、将来判断能力が低下した場合に備えて、援助する人（任意後見人）と、自分の生活や財産管理に関する支援の内容を、公正証書により契約します（任意後見契約）。

地域包括支援センターでは、成年後見制度に関する相談を受け付けています。気になる事、困った事がありましたら、お気軽にご相談ください。

また、東濃成年後見センター（☎②6248）は、後見人に関する手続きの支援・相談などのほか、裁判所の選任を得て後見人などになり、支援を行っています。

そのほか、法テラスコールセンター（☎0570-078374）や多治見家庭裁判所（☎②0698）でも、成年後見制度に関する相談を受け付けています。

みんなで楽しく食育!

秋の味覚 ②

秋の味覚のおいしいお米を使ったレシピをご紹介します。

五平餅

【材 料】 約6～8個分

ご飯……………500g スキムミルク…大さじ3

たれ
〔みりん……………大さじ1 酒……………大さじ1
濃口しょうゆ…大さじ1 赤みそ……………小さじ2
砂糖……………大さじ5 白すりごま……大さじ2
粉ピーナツ……大さじ1・1/2〕

サラダ菜……………適宜

【作り方】

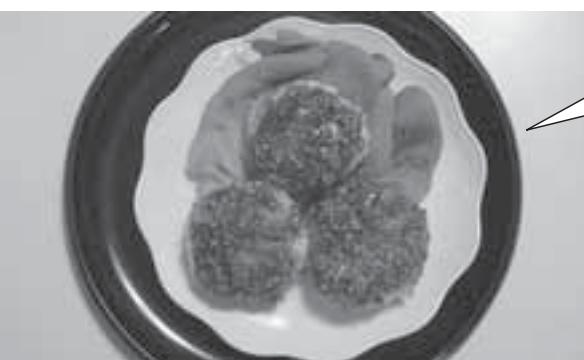
- ①ご飯はすりこ木でつぶしながら、スキムミルクを振り入れて混ぜる。
- ②①を握って丸く形を作る。
- ③オーブンで表面が少し硬くなるまで焼く。
- ④たれをまぶし、サラダ菜を敷いた上に盛り付ける。

〈たれの作り方〉

- ①鍋にみりん、酒を入れて火に掛け、アルコール分を飛ばす。
- ②①にしょうゆ、みそ、砂糖を加え、煮溶かしたら、ごま・粉ピーナツを加える。

☆ピーナツの代わりにくるみを使ってもおいしいです。

☆ごまはいいごまをすり鉢ですると、さらに香りがよくなります。



次回は…風邪を予防する食事について紹介します。

健康ガイド

問い合わせ 保健センター(すこやか館内) ☎ 552010

パパママクラス

対象：妊婦さんと夫
日時：12月5日(日) 午後1時～3時30分
場所：保健センター
内容：助産師の話、お風呂の入れ方実習、お父さんの妊婦体験
定員：15組（先着順）
締め切り：12月2日(木)

マタニティクッキング

対象：妊婦さん
日時：12月3日(金) 午前10時～午後1時
場所：保健センター
内容：栄養士による妊婦さんの食事についてのお話と実習
持ち物：エプロン、三角巾、筆記用具、母子健康手帳
定員：20人（先着順）
締め切り：11月26日(金)

乳幼児健康相談・食事相談・みそ汁の塩分測定

対象：乳幼児の保護者、市民
日時：①11月22日(月) 午前10時～11時30分
午後1時30分～3時
②11月26日(金) 午前10時～11時30分
場所：保健センター
相談員：保健師、管理栄養士
※みそ汁の塩分測定を希望の方は、当日朝の「みそ汁」を50ml程お持ちください。

もぐもぐ(離乳食)教室

対象：4カ月健診を受けられたお子さんの保護者
日時：11月25日(木) 午後1時～3時30分
場所：保健センター
持ち物：エプロン、三角巾、筆記用具
定員：20人（先着10人まで託児可能）
締め切り：11月22日(月)

1歳すくすく教室

対象：平成21年11月生まれのお子さん
日時：12月9日(木) 午前10時～11時30分
場所：保健センター
内容：食事・おやつの話、試食、絵本の読み聞かせ
持ち物：母子健康手帳、筆記用具、お子さん用のお茶
定員：12人（先着順）
締め切り：12月7日(火)

健康相談・禁煙相談

対象：市民
日時：11月26日(金) 午後1時15分～2時30分
場所：保健センター
内容：血圧測定・尿検査など
※禁煙相談をご希望の方は、事前に電話で申し込みください。相談日以外でも受け付けます。

成人歯科健診

対象：市民
日時：11月26日(金) 午後1時15分～2時
場所：保健センター
内容：歯の健診・相談、歯みがき指導

第1期 麻しん・風しん混合予防接種 (医療機関での個別接種) ★注

対象：平成21年11月以前に生まれた2歳未満のお子さん。
該当するお子さんは、11月15日(月)までに保健センターへ申し込みください。
※麻しん、風しん両方に、確実にかかったことがある方は、対象ではありません。

3種混合予防接種〔初回・追加〕

〈ジフテリア・百日せき・破傷風〉 (医療機関での個別接種) ★注

対象：平成22年7月以前に生まれた7歳未満のお子さん。
①平成22年7月生まれのお子さんは、保健センターで実施するBCG予防接種時に申し込みの受け付けをします。
②平成22年6月以前に生まれた7歳未満のお子さんで、3種混合予防接種を3回接種したことがなく、今までに申し込みをされていない場合は、11月15日(月)までに保健センターへ申し込みください。
③平成21年11月までに3種混合予防接種を3回接種終了されているお子さんは、11月15日(月)までに保健センターへ追加接種の申し込みをしてください。
※百日せきと診断されたことがある場合は、保健センターへご相談ください。

★注

※個別予防接種の申し込みは、保健センターへFAX(550095・送信後の電話確認をお願いします)、市のホームページまたは直接窓口にて申し込みください。
※接種は12月からですが、11月25日(木)以降に、申し込みされた医療機関で接種日時を予約の上、接種してください。
※接種前には、市が配布した「予防接種と子どもの健康」をよく読み、予診票に必要事項を記載し、母子健康手帳を持ってお出掛けください。

こころの健康相談

対象：不眠・ふさぎ込む・怒りっぽい・認知症などでお悩みの方
日時：11月30日(火) 午後1時～3時
場所：東濃保健所
備考：要予約 東濃保健所 (☎ 1111・内線362)
または保健センター

男性の料理教室

対象：市内在住の男性
日時：12月4日(土) 午前10時～午後1時
場所：保健センター
持ち物：エプロン、三角巾、筆記用具
定員：20人（先着順）
締め切り：12月2日(木)

結核検診（追加）

対象：昭和46年4月1日以前に生まれた方(勤務先・病院などで受診される方、妊娠中の方は除く)
場所：①保健センター ②駄知体育館駐車場
③西部支所(下石)
期日：①12月1日(水) ②③12月2日(木)
時間：①午前9時～11時30分 午後1時～3時
②午前9時～11時30分 ③午後1時～3時
※受診票のない方で、検診を希望される方は、最寄りの会場へ直接お出掛けください。

● ● ● ● ● ● ● ● ● 健康に関する情報は、市ホームページでもご覧になれます。 ● ● ● ● ● ● ● ● ●

—— 身近な話題をお届けします ——

ときめきの瞬間



陶との出会い 秋の陶器まつり

10月2日(土)・3日(日)

下石町と駄知町で秋の陶器まつりが開催されました。下石どえらあええ陶器まつりでは、裏山地区のあちこちに置かれた町のキャラクター「とっくりとっくん」を探し歩く「とっくりとっくんテーリング」、駄知どんぶりまつりでは、1,000種のどんぶりがすらりと並ぶ「1,000種が遊ぶ！どんぶり広場」など、趣向を凝らした催しが企画され、市内外から訪れた大勢の方が焼き物に親しました。



下石どえらあええ陶器まつり



駄知どんぶりまつり



旬の味 キノコを学ぶ

10月2日(土)

曾木公民館で、秋の味覚であるキノコについて学ぶ「キノコ教室」が開かれました。約30人の参加者は、キノコを探る時の心得などを聞いた後、公民館近くの山に入り、キノコ採りを体験。下山後は、採ったキノコが食用かどうかを、アドバイザーの説明を受けながら真剣に見分けていました。

表紙の一枚

鮮やかに駆け抜ける

10月10日(日)

市の無形文化財に指定されている流鏑馬神事が妻木町の八幡神社で行われました。この日の『乗子』は、地元の小学4～6年生の男子6人。子どもたちが色鮮やかな花笠をかぶり、約130メートルの参道を駆け抜けると、詰め掛けた大勢の観客から盛大な拍手と歓声が送られていました。

